

平成27年7月9日（木曜日）第2回臨時会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	芳賀弘明	建設管理課長
阿部藤彦	健康福祉課長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第1号 第2回臨時会
平成27年7月9日(木) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
" 2 会期決定
" 3 諸般の報告
 (1) 第91回全国市議会議長会定期総会の報告について
" 4 全国市議会議長会表彰状伝達
" 5 議第49号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
" 6 議第50号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
" 7 議第51号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
" 8 議案説明
" 9 委員会付託
" 10 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

- 國井輝明議長** おはようございます。
ただいまから、平成27年第2回寒河江市議会臨時会を開会いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

- 國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、4番渡邊賢一議員、14番木村寿太郎議員を指名いたします。

会 期 決 定

- 國井輝明議長** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで議会運営委員長の報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

- 工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成27年第2回寒河江市議会臨時会の運営につきましては、去る7月6日、委員5名出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、諸般の報告等を勘案し、本日1日限りとし、その間の会議につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

第2回臨時会日程

平成27年7月9日(木) 開会

月 日	時 間	会 議	場 所
7月9日(木)	午前9時30分	本 会 議	議 場

諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 第91回全国市議会議長会定期総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

全国市議会議長会表彰状伝達

○**國井輝明議長** 日程第4、全国市議会議長会表彰状伝達についてであります。

事務局長から申し上げます。

○**丹野敏幸事務局長** それでは、私から申し上げます。

去る6月17日東京日比谷公会堂において開催されました第91回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から議員在職20年以上で

新宮征一前議員並びに高橋勝文前議員が、同10年以上で木村寿太郎議員が、また正・副議長在職4年以上で鴨田俊廣前議員が表彰を受けられました。

さらに全国市議会議長会評議委員としての功績に対しまして、鴨田俊廣前議員に感謝状が贈られております。

ただいまから伝達を行います。木村寿太郎議員、御登壇願います。

〔木村寿太郎議員 登壇〕

○**國井輝明議長** 表彰状。寒河江市、木村寿太郎殿。

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成27年6月17日。全国市議会議長会会長岡下勝彦。代読。

おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

なお、新宮征一前議員、高橋勝文前議員、鴨田俊廣前議員に対しましては、去る7月1日及び6日に議長室において私から伝達いたしておりますので、御報告申しあげます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第5、議第49号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）から日程第7、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてまでの3案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 國井輝明議長** 日程第8、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** おはようございます。

本日、平成27年第2回臨時会の開催に当たります。國井市議会議長初め議員各位には大変御配慮を賜りまして、まことにありがとうございます。

初めに、固定資産税等の課税誤りについて、提出いたしました議案全てに関連することありますので、この場をおかりいたしまして、御報告とおわびをさせていただきます。

このたび、平成8年度から平成18年度までの間に市内で建築された非木造家屋の併用住宅のうち26棟において、固定資産税、都市計画税の課税誤りがあることが4月から6月までの調査により判明した次第であります。

また、この固定資産税は国民健康保険税の資産割額の算定基礎となっておりますことから、国民健康保険税も過大に課税をしておりまし

たことが、あわせて判明した次第でございます。

具体的な内容といたしましては、非木造家屋の併用住宅の評価において、一部に経年減点補正率の適用誤りがあり、本来の経年減点補正率に比べ税額が高くなる数値を適用したことによりまして、固定資産税及び都市計画税において過大に課税がなされたものでございます。

データ入力の際の誤りと入力チェックが適切になされなかったことが原因でございます。

今回の課税誤りに伴い、過大に徴収いたしました税額は2,503万6,000円で、還付加算金を含めた額は3,153万8,000円と相成ります。

このたびの件により、納税者の皆様及び市民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしましたこと、また税行政への信頼を著しく損なうことになりましたことを、心から深くおわび申しあげる次第であります。

市といたしましては、該当される納税者の皆様へ個別訪問を早急に行い、おわび申し上げた上で、今議会で補正予算の議決をいただき、速やかな支払いに努めてまいり所存であります。

こうしたことは二度とあってはならないこととあります。再発防止策を徹底するとともに、全職員に対してこれまで以上に細心の注意を払いながら業務を執行するよう、また改善に努めるよう指導したところであり、全庁一丸となり信頼回復に向け取り組んでまいりますこととお誓い申しあげる次第であります。

なお、このたびの件につきましては、市政を預かる責任者として重くその責任を受けとめ、私自身は給料月額10%を3カ月間減額、副市長は10%を2カ月間減額するとともに、関係職員に対しても厳正に処分を行ってまいります。

皆様に多大な御迷惑をおかけし、市政の信頼を損なうことになりましたことを、重ねて深くおわび申しあげる次第であります。

それでは、提出をいたしました議第49号から議第51号までの3案件を一括して御説明申しあ

げる次第であります。

初めに、議第49号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、固定資産税等の還付に係る賦課事務事業費及び子育て定住住宅建築等に対する補助金に係る住宅建築推進事業費を追加するものでございます。

これら歳出予算4,865万8,000円に対する歳入につきましては、繰越金を同額追加し対応することといたしました。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ157億2,004万円とするものでございます。

次に、議第50号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、固定資産税等の賦課誤りによる過年度更正に伴う一般被保険者保険税還付金及び加算金を追加するものでございます。

この歳出予算280万円に対する歳入につきましては、繰越金を同額追加し対応することといたしました。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ47億9,998万5,000円とするものでございます。

次に、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

固定資産税等の賦課誤りに対する市長及び副市長の管理監督責任をとるため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上、3案件について御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長に説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げる次第であります。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 宮川財政課長。

○**宮川 徹財政課長** 議第49号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）の歳入につきまして、予算書によりまして御説明を申し上げます。

一般会計補正予算書5ページ及び6ページの事項別明細書をごらん願いたいと思います。

このたびの固定資産税と都市計画税の過年度還付金及び還付加算金の返還に要する経費並びに住宅建築推進事業補助金と子育て定住住宅建築事業補助金に係る事業経費の補正財源についてであります。前年度からの剰余金として今年度に持ち越した中から4,865万8,000円を繰越金として補正し、対応しようとするものでございます。

その結果、18款繰越金の総額は1億7,207万2,000円となるものであります。

○**國井輝明議長** 松田税務課長。

○**松田幸彦税務課長** 私のほうから第2款歳出予算につきまして、予算書によりまして御説明申し上げます。

議案書の7ページ、8ページをごらんください。

第2款総務費第2項徴税費の第2目賦課徴収費であります。

23節の償還金、利子及び割引料ですが、固定資産税の課税誤りがありました家屋の納税義務者に係る還付金及び還付加算金として2,865万8,000円を追加しようとするものです。

その内訳は、固定資産税では納税義務者39人で26棟の家屋に係る平成9年度から平成26年度までの過年度還付金は1,868万9,000円、還付加算金は482万5,000円の合計2,351万4,000円であります。

また、都市計画税では納税義務者36名で24棟の家屋に係る平成9年度から平成26年度までの過年度還付金は408万8,000円、還付加算金は105万6,000円の合計514万4,000円であります。

なお、平成27年度分の税額につきましては、

前納している方がおりませんので、今後の納期2期から3期の税額で更正をして対応してまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** 私のほうから第8款歳出予算につきまして、予算書によりまして御説明申しあげます。

7ページ、8ページをごらんください。

第8款土木費第5項住宅費の第2目住環境整備費であります。

19節の負担金、補助及び交付金ですが、住宅建築推進事業の住宅建築推進事業補助金及び子育て定住住宅建築事業補助金として、それぞれ1,000万円、合計2,000万円を追加しようとするものであります。

追加の理由といたしまして、住宅建築推進事業補助金については、今年度から過去に利用した方も再度利用できるような補助要件を緩和したこともあり、4月1日から6月16日までのこれまで最も短い期間で当初予算3,000万円分の申請が終了したところであります。

こうした状況や商工会からの要望や、市への問い合わせ件数等を考慮し、1,000万円を追加しようとするものであります。

また、子育て定住住宅建築事業補助金については、定住人口の増加を図るため、今年度から市外での居住期間を3年から1年に短縮するなど緩和措置を行い、より制度を利用しやすくしたこともあり、5月20日から申請を受け付けしたところ7月6日現在49件と過去最高の申請があり、そのうち12件が市外からの定住世帯となっております。当初予算3,000万円に対し、2,950万円の申請状況であります。

こうした状況を踏まえ、市への問い合わせ等も考慮いたしまして1,000万円を追加しようとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 阿部健康福祉課長。

○**阿部藤彦健康福祉課長** 議第50号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書により御説明申しあげます。

2ページ、3ページをごらんください。

このたびの補正予算は、固定資産税等の課税誤りによる影響を受けた一般世帯の納税義務者20名に係る還付金及び還付加算金として、歳出第11款第1項第1目一般被保険者保険税還付金及び加算金に280万円を追加しようとするものであります。

御案内のとおり、本市では国保税の税額計算は所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額の合計額、いわゆる4方式で算定しております。

このうち資産割額につきましては、当該年度の固定資産税額に国保の税率を乗じて算出しております。このため、このたびの固定資産税の課税誤りに伴い、国保税につきましても過年度更正を行い、平成10年度から平成26年度までの過大に徴収していた分を還付しようとするものであり、これに必要な予算として還付金及び加算金に280万円を追加しようとするものであります。

なお、退職者医療制度に重複して該当する4名の納税義務者につきましても、過年度更正の結果、還付金及び加算金合わせて約8万円となりますが、この分につきましては追加補正は行わず、既決予算で対応してまいりたいと考えております。

歳出280万円に対する歳入につきましては、歳入第10款第1項第2目その他繰越金に同額を追加し、対応しようとするものであります。

以上、よろしく願い申しあげます。

○**國井輝明議長** 菅野総務課長。

○**菅野英行総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 私から、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正に

ついて詳細を御説明申しあげます。

議案書の1ページ、2ページになります。

現在の市長及び副市長の給与は、寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例第1条の規定によりまして、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、行財政改革の一環といたしまして、市長においては給与額に100分の30、副市長においては100分の13をそれぞれ乗じて得た額を減額しております。

今回の固定資産税等の課税誤りに対する市長及び副市長の管理監督責任をとるため、給与特例条例の附則に読みかえ規定として第2項を加えまして、市長においては平成27年8月1日から平成27年10月31日までの3カ月間、副市長においては平成27年8月1日から平成27年9月30日までの2カ月間、市長及び副市長の減額率をそれぞれ100分の10引き上げまして、市長においては100分の40、副市長においては100分の23とするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第9、委員会付託であります。

議第49号、議第50号及び議第51号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第49号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 住宅建築推進事業についてお伺いしたいのですが、6月16日で満額になって当初予算の3,000万円を使い切ったということですが、その1件当たりの申請額の平均、大体どのぐらいの申請になったのか、それから仕事の中身について、まずこの2点をお聞かせ願いたいと思います。

○**國井輝明議長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** ただいまの2点についてお答えいたします。

これまでの申請額の平均でございますけれども、1件当たり約20万円となっております。

また、内容といたしましてはリフォームが一番多くて、水回り及び給湯が28%、屋根外壁塗装34%、屋根外壁修理16%、室内リフォーム19%、その他3%で合計100%という内訳でございます。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ありがとうございます。

やはり複数回の利用になって需要もふえたということでございます。

私も当初予算の3,000万円を見たときに少ないのではないのかなと思いましたが、案の定そうだったなと思ひまして、今回の1,000万円の補正予算は大変うれしいことですが、これをもっともっとふやしてもいいのではないかという思いがいたします。

そして、商店リフォームにもこの補助金制度が使えるようにという商工会の要望もございまして、私の周りにもそのような要望がたくさんございます。

こういうことも考えまして、この補正予算、例えばこの1,000万円を全部使い切ったとなった場合、その後の補正も組むということがあるのかどうか、私はもっとふやしてほしいという

思いで質問いたしていますが、よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今回1,000万円を状況を見て追加させていただいているわけでありますが、当初予算についてはいろいろことし見て、去年の状況なんかを把握すると、消費税のアップなどもあって、なかなか去年はそういう意味では利用が思ったほど進まなかったのかなということ、ことしになって思って、そういったところの反動としてことし最初の段階から大変好調だと感じておりますし、ただやっぱり年間通して同じように需要が高まっていくのかというと、過去5年間やっているわけでありますから、そういう過去の例なんかを見ると必ずしもそうではないということもあります。

ただ今回、追加のニーズに応える形で補正をさせていただいて、御可決をいただいて執行したときにどういう状況になっていくのかなど見ながら今後の対応についても検討していきたいと思っておりますし、また御指摘の商店への制度の拡大などについても、いろいろ商工会初め関係の皆さんからの御意見なども十分お聞きしながら今後の対応について検討させていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 3点ほど質問をさせていただきたいと思えます。

今回の固定資産税等の課税誤りについて、7月1日に我々に対しては議員懇談会という場で、その後緊急記者会見ということでマスコミ報道があったわけですが、7月1日以降に市民の皆さんから固定資産税、私のは間違っていないかというお問い合わせ、納税者である市民の皆さんの不安な状況などが市にどれぐらい届いているのか、ちょっとお聞きしたいのが1点目です。

2つ目が今回の市税関係なわけですが、今回の問題で国税や県税への影響、税目が多岐にわたっているわけですので、そういったところは現在どのような対応をされているのか、お伺いしたいのが2点目です。

3点目、最後ですが、徴税吏員である税務課職員の皆さんに対するいわゆる今回の問題を機に批判というか、過剰な追及というか、嫌がらせ的なものも含めてないのか、そういったところについても市職員への影響などがどうなっているかということも含めて3点お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 松田税務課長。

○**松田幸彦税務課長** まず、1点目の問い合わせ件数でありますけれども、具体的に数件ありましたけれども、直接関係する方ではございませんでした。

2点目、国税、県税に対して影響ということで、記者会見後すぐ税務署長がいらっしゃいまして、課税誤りの関係で終わりましたら関係者をリストアップして提示してくださいということで対応をするようになっております。

県税につきましても県のほうから連絡がありまして、同じように我々の課税誤りの関係で謝罪に行ってからのご連絡をさせていただきますということで話しております。

3番目の徴税吏員に対する批判というのは特にございませんでした。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はないですか。内藤議員。

○**内藤 明議員** 法的なものでお聞きしたいと思いますが、平成8年からということで、これに対する還付金と加算金でございますが、さかのぼって返すことになるわけですが、法的な、それに対する例えば何年までさかのぼれるという規定なんかはないのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、再発防止策ということでお話し

いただきました。私は常々感じているんですが、専門的な知識を得るといいますか、勉強する時間がなかなか忙しさに紛れてできなくなっている状況があるのではないかと考えております。といいますのは、職員数がだんだん減ってきている関係で多忙化になっているということもあって、つまり専門的な勉強をする時間がなかなか少なくなっているんじゃないのかなと考えているわけですが、そうしたことへの対応策といいますか、考え方はどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 松田税務課長。

○**松田幸彦税務課長** 今回の課税誤りに対する法律的なものということでございますけれども、地方税法上で5年の還付時効というのがございます。5年を過ぎたものに対しては、各市町村で要綱等を定めまして救済する形で、今のところ要綱がありますのは寒河江市には10年、10年以降の還付については領収書等ある分について還付しますという要綱になっています。

ただ、今回につきましても、年数が18年近くの方がおりますので、要綱を改正しまして還付通算、当初の地方税法の5年、プラス15年、合わせて民法で定めます国家賠償法に沿っての20年という形で要綱を改正しようとしているところでございます。

もう一点の再発防止策につきましては、現在も二重チェックという形で入力関係についてはやっているんですけれども、それをさらに厳しい形で対応していくということで今のところ考えております。

そして、マニュアル等も以前のやつはほとんど定まっていなかったところもありましたので、マニュアル等も作成して対応してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 再発防止策のマニュアル等を作成していくということですが、私が指摘

させていただいたのは、つまりそうしたものも含めて職員数が減っていることによって多忙化が重なり、基本的な問題にまでそうした勉強する時間がなくなっているんじゃないのかなと考えていたものですから御質問を申しあげたところでありますが、課長が答弁なされたことは当然のことであると思いますけれども、そうした面を含めて、ぜひ経費を削減するということが直接職員数を減じるということにならないように今後配慮をしていただきたいと思います。

答弁はいいです。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第50号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第51号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。渡邊議員、賛成ですか反対ですか。何号議案について。

○**渡邊賢一議員** 賛成で49、50、51です。

○**國井輝明議長** 全部ですね。

そのほか討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

まずは49号からお願いいたします。登壇願います。

[渡邊賢一議員 登壇]

○**渡邊賢一議員** 私は49号ということですが、関連しますので50、51号も含め49号の中で賛成の立場で3点ほど意見を述べたいと思っています。今度の質疑の中で内藤議員からもあったわけですが、1つ目はこれまでの行財政改革の総括との視点と再発防止策強化についてでございます。

2つ目が今後の持続可能な財政基盤の確立に向けた課題についてであります。

3つ目は厳正な職員の処分を行うということでしたけれども職員審査委員会について、以上3点でございます。

まず、1つ目ですが、本市の行財政改革によるふだんの事務事業の見直しが行われてきて現在の組織体制に移行してきておりますけれども、納税者である市民の信頼に応える税務行政、徴税吏員スタッフの配置がしっかりと堅持、配置されているのかという課題であります。

何でもかんでも減らせばいいという安易な発想で、重要なチェック機能を脆弱にしてきたのではないかという市民の声がございました。

固定資産税は自主財源である市税の多くのシェアを占める重要税目でございますし、本市の財政運営の基盤であるわけでありまして、その事務に関して、データ入力による課税ミスはあってはならないこととあります。

しかし、チェック体制が不十分であったこと、なおかつ納税者からの請求がなければミスが発見されることなくこのまま続いていったことの事の重大性であると思えます。

先ほども質問しましたがけれども、市民の皆さんの不安が問い合わせの数に関係なく増大しているのではないかと、こういったものをしっかり払拭していかなければならないと思っております。

もう一つが非木造建築物併用住宅を家屋評価している県側の問題だと思えます。

私も税務を担当させていただいてきた関係で退職後も守秘義務があつて、はっきりと質問ができないことを御了承いただきたいと思えますが、県は地方事務所から総合支庁体制に移行し適正な定員管理として人員削減を実施してきたと、県民ニーズや未来の礎となる政策を踏まえた新しい行政事業に弾力かつ的確に対応し、新規採用の職員の確保に留意しながら簡素で効率

的な組織体制を整備していく中で、最近では2011年度から13年度までの3年間で3%以上、14年度からは率は圧縮されましたけれども、0.5%以上の職員の削減を進めてきています。

残念ながらその結果、さかのぼること1997年から過去十数年間におきまして1,000人以上の職員でいうと約2割が削減されてきた。これは人口減少率と比較すると約3倍の削減幅になっているということで、これは市の状況にも近いと思っておりますけれども、職員の年齢構成では若年層の35歳以下の職員が激減していると、それが関係して時間外勤務が年々ふえているというような労働強化となって心身の健康破壊が増大するという傾向が顕著になっているわけがあります。

関係する村山総合支庁西村山税務課については、不動産取得税の原始取得分を所管する課税部門がもう既に2年前から山形市にある本庁舎に集約され、ますます県と市の連携がしにくくなっているわけです。

本市の県に対する重要事業の要望の中にも明記、特記されているわけでありましてけれども、総合支庁体制の見直しが現在行われており、なお一層の充実に向けた対策が必要だと思えます。

そのための再発防止策の強化として、総論的なこととなりますけれども、何点か申しあげたいと思えます。

職員が意欲を持って業務に専念できる組織体制づくりという視点で、新たな行政需要に対し、どれもこれもという負担や取り組みの強制とならないようにしていただきたいと思えます。

もう一つは市税収入、手数料など自主財源の確保に向けては市民サービスを低下させないように、そしていただくものは本当に貴重な財源なわけですので、担当職員の体制の充実をしっかりと行って、二重、三重のチェック体制で納税者の募った不安を払拭していただきたいと思えます。

もう一つは、職員の能力を引き出す組織構築と人事管理についてでございます。残念ながら課を統合して大きくするといういわゆる課の組織再編などもこの間行われて、職員間の連携、意思疎通を図る上で非常に支障が出ているということも一方でございます。ぜひそうした事務執行体制を踏まえた見直しを行っていただきたいと思っております。

また、地方公務員法改正に伴う2016年度導入予定の人事評価制度についても、これまでの先行例から職員の士気の向上や組織活性化には必ずしもつながらず、逆に職員間のチームワークに支障が生じ、本来の業務以外の負担増大や行政サービスの低下を招くおそれがあると言われております。

こうしたことから、現在行われている試行結果なども踏まえ、慎重に検討を実施していただきたいと思っております。

もう一つが男女とも安心して意欲を持って働き続けられる職場づくりということでもあります。

職員団体からの要求書もぜひ尊重していただいて、具体的に検討するとともに、退職者補充や新規採用職員の確保、人材の適正配置などしっかり配慮していただきたいと思っております。

大きな2つ目の今後の持続可能な財政基盤の確立についてでございます。

使用料、手数料の新たな徴収は職員の負担増を招くことから慎重に検討していただきたいし、この間行われてきたふるさと納税には他の自治体で行っている自治体ファンド、こうした県外、市外の例などをしっかり研究していただいて、本市出身者や本市の応援していただいている納税者の皆さんからもしっかりふるさと納税などを通じて協力いただけるような体制にしていく必要があると思っております。

近隣自治体の先進の成功例などを見ると、例えば天童市などは127品目をしっかり打ち出して、かなりの納税額に上っているというお話も

聞いておりますので、そうした点も踏まえ、本市も充実していくべきだと思っております。

さて、最後に職員審査委員会についてでございます。

職員への責任転嫁については、そもそも20年近く前のことであるということも事実ですし、当時の最高責任者を初め多くの管理職が退職をなさっているということ、現在トップのお二人が当時の職員の責任もしっかり受けとめ、このたびの第51号の提案ということになっている、御決断をされているということもありますけれども、ぜひ多くの市民の声を受けとめていただきながら慎重審議をお願い申しあげたいと思っております。

以上、3点を補強とさせていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、議第49号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議第50号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時24分

○國井輝明議長 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成27年第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。